免責許可決定

平成２５年（フ）第３３０号
愛知県一宮市天王２丁目５番１―404号　天王マンション
破産者　添嶋　康宏
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２１０４号
東京都中央区京橋２丁目７番11号
清算株式会社　株式会社ギャラリーくぼた
代表清算人　吉野　達夫
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２１０６号
東京都中央区八重洲２丁目７番２号
清算株式会社　関西コンピューター印刷株式会社
代表清算人　鈴木　幸生
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第３０２１号
大阪市浪速区難波中１丁目10番４号
清算株式会社　株式会社サンスイ
代表清算人　金本　誠一
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（ヒ）第１００１号
島根県松江市東朝日町198番地15
清算株式会社　株式会社後藤管財
清算人　後藤　　勇
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松江地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第８号
前橋市大渡町１丁目23番地の１
清算株式会社　金井プレス工業株式会社
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

平成２５年（ヒ）第２０６５号
東京都台東区台東３丁目42番７号
清算株式会社　株式会社プレミアム・インベストメント
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０７１号
東京都豊島区東池袋１丁目27番８号
清算株式会社　株式会社ケイアイコーポレーション
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０８２号
東京都千代田区平河町１丁目６番３号
清算株式会社　株式会社グレンフィールド・オペレーションズ
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０８３号
東京都千代田区平河町１丁目６番３号
清算株式会社　株式会社南紀開発
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成１８年（ヒ）第１００４号
神戸市中央区多聞通３丁目３番７号
清算株式会社　株式会社くにうみの郷
代表清算人　田辺　重徳
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（ヒ）第１０１号
鹿児島市皷川町９番14号
清算株式会社　株式会社大勝商事
代表清算人　大山　綱道
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成２５年（ヒ）第１０３号
鹿児島市新栄町17番18号
清算株式会社　株式会社赤石産業
代表清算人　武　　雄太
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第８号
大分市大字廻栖野3231番地
清算株式会社　株式会社ＫＮ
代表清算人　江川　清一
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　一般債権
一般債権とは、元本債権、利息金債権、遅延損害金債権を含む全ての協定債権をいう。
2　協定の内容（一般債権の免除）
本協定認可決定のときに一般債権全部について免除を受ける。
大分地方裁判所民事第１部

更生手続終結

平成２５年（ミ）第１号
静岡県浜松市中区東伊場１丁目３番１号
更生会社　株式会社聴涛館
管財人　繁本　武雄
1　決定年月日　平成25年12月27日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

監督命令

平成２５年（再）第１６号
大阪府和泉市池上町２丁目１番15号
再生債務者　コスモ電器株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目７番12号　京阪御堂筋ビル８階　共栄法律事務所　弁護士　増市　　徹
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成25年12月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再）第１７号
大阪府八尾市老原８丁目95番地の２
再生債務者　相互製あん株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区北浜２丁目２番21号　北浜三泉ビル７階　弁護士法人第一法律事務所　弁護士　村中　　徹